

平成20年3月定例記者会見 報道資料

平成20年3月12日
市民課
0742-34-1111 内線 2610

奈良市民サービスコーナーの名称変更及び開庁日並びに業務の拡大について

平成20年4月1日から奈良市民サービスコーナーを奈良市民サービスセンターに名称変更し、年末年始の12月29日から翌年1月3日を除く毎日開庁するとともに、新たに市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納業務を取り扱います。

1. 目的 市民サービスの向上を図るため
2. 場所 奈良市西大寺東町二丁目4番1号 奈良ファミリー5階
3. 新名称 奈良市民サービスセンター
4. 開庁日
 - 現 行 月曜日から土曜日（祝日、休日、年末年始の12月29日～翌年1月3日を除く）午前9時から午後5時
 - 変更後 毎日午前9時から午後5時（年末年始の12月29日～翌年1月3日を除く）
5. 業務内容
 - 現 行 住民票の写し及び住民票記載事項証明書
印鑑登録証明書
戸籍謄抄本及び戸籍の附票の写し（祝日、休日を除く月曜日～金曜日）
年金現況証明書
外国人登録原票記載事項証明書
 - 新しく取り扱う業務
市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納業務